

議案第23号

磐田市学校教育施設整備基金条例の制定について

磐田市学校教育施設整備基金条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 磐田市は、市が設置する学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的として、磐田市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、磐田市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。